

第8期 雲南市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和7年4月24日（木） 15:30～15:53

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（17名）

4. 欠席委員（2名）

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

議第141号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について

議第142号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について

議第143号 農地法第4条の規定による許可申請について

議第144号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただ今の出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第22回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について報告並びに説明】</p> <p>①農地法第5条第1項の規定による届出の受理について</p> <p>②田畑転換届出の受理について</p> <p>③災害復旧のための公共事業の施工に伴う農地転用に係る工期変更届出書の受理について</p> <p>④農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議等の開催報告 ・会議等の開催予定
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>最初に、議第141号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第141号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を説明します。議案書11ページをご覧ください。図面資料については最初のページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の畑1筆、面積は27㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、父が死亡後相続したが遠方に住んでおり、長期間管理ができなかったため原野化してしまった。ということです。令和7年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議第141号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第141号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第141号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第142号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第142号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を説明します。議案書13ページをご覧ください。図面資料については5ページからです。</p> <p>番号1番から2番、〇〇町〇〇、地目は畑2筆で、関係者は1名、合計面積は1,171㎡です。令和7年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、合計面積は1,013㎡です。令和7年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号4番、〇〇町〇〇、地目は田1筆で、関係者は1名、合計面積は314㎡です。令和7年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号5番から7番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、畑1筆で、関係者は1名、合計面積は1,681㎡です。令和7年4月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議第142号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり) 討論を終わります。 お諮りいたします。議第142号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第142号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第143号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第143号農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料については9ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は561㎡です。申請人は議案書のとおりで、農地法第5条の申請においても関連する申請が提出されております。転用目的及び理由は、車庫・物置・駐車場として利用したい。とのこと。始末書が提出されており、昭和52年頃に車庫を建築したもので、農業委員会からの指摘で違法転用であることを認識したということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。以上、説明といたします。</p>
議長 18番	<p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 18番です。申請番号1番について補足します。始末書の案件であり、聞き取り調査を行っておりますので報告いたします。最初に始末書ですけれども、読み上げさせていただきます。 下記土地は農地であります。農地法について十分理解していなかったため、違法転用状態になっておりますことをお詫び申し上げます。車庫については昭和52年頃に建設し、現在も使用しております。昭和40年頃には農作業小屋を建て使用していましたが、平成20年頃から農作業小屋だけでなく物置小屋として使用しております。去年の春に、農業委員さんから違法転用であると教えていただき初めて認識しました。本来であれば無断転用であるため、下記土地を農地へ復旧後に申請しなければなりません。農地への復旧が困難であること、今後も現状と変わらず使用することなど当方の勝手な都合であります。現状での農地転用許可申請手続きをお願いしたく申し上げますということです。 図面資料の10ページをご覧ください。この申請地のよくわかるところが車庫になっており、車庫の向こう側に農作業小屋があります。申請に至った経過や転用目的、いつ頃から使用していたのかということは始末書で説明したとおりです。誰がということは申請者のお父さんが建築されたということです。周辺の状況ですが、車庫と物置小屋の間には空きスペースがあり、現在も駐車場または農作業用として利用されています。東側は自宅で、北側は隣の家になります。西側は道路で南側はちょっとした山になっておりますので、周囲</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>に対する影響はほとんど無いと思われます。この場所を選定した地域の特性は駐車場、物置小屋、作業小屋としては自宅に隣接しており最適な場所であったということです。以上です。</p>
議長	<p>議第143号についての説明を終わります。</p>
	<p>次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑を終わります</p>
	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p>
	<p>お諮りいたします。議第143号農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第143号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第144号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ、議第144号農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は2件の申請が出ております。議案書17ページをご覧ください。図面資料については13ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は214㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由ですが、貸付人と借受人は親子関係であり申請地を借り受け、個人住宅を新築したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。</p>
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は152㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を譲り受け、駐車場を整備したい。とのこと。農用地区域外で土地代については合わせて購入された隣接する住宅の購入費用に含まれているということで不明です。確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。</p>
	<p>以上、説明といたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p>
	<p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議第144号についての説明を終わります。</p>
	<p>次に、質疑はございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>ないようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。議第144号農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第144号については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(15:53終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____